

宿毛市における工場等の新設・増設に係る優遇措置(固定資産税の免除・不均一課税)一覧

対象地域	適用範囲	対象業種	要件	固定資産税	市条例	根拠法令
高知西南中核工業団地 (規則に定める区域)	・家屋 ・償却資産 建物附属設備 機械・装置 ・土地(当該家屋の敷地) (※)3年以内に着手	製造業 道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業	設備取得価額の合計が、3千万円超	課税免除 (5年間)	高知西南中核工業団地への工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例	(市単独)
宿毛湾港工業流通団地 (規則に定める区域)	・家屋 ・償却資産 建物附属設備 機械・装置 ・土地(当該家屋の敷地) (※)3年以内に着手	製造業 道路貨物運送業 海上運送業 倉庫業 こん包業 卸売業	設備取得価額の合計が、3千万円超	課税免除 (5年間)	宿毛湾港工業流通団地への工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例	(市単独)
地域未来投資促進法における促進区域 (市内全域)	・家屋 ・償却資産 構築物 ・土地(当該家屋又は構築物の敷地) (※)1年以内に着手	指定業種ではなく、県が基本計画で定めた対象分野における事業(高知県は主に製造業と情報通信業を想定) ※対象業種・事業承認の要件等の詳細については、高知県企業誘致課のHP(https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150201/2017121300375.html)をご確認ください。	地域経済牽引事業計画(高知県知事の承認を受けているもの)に従い国の確認を受けた事業用の対象施設で設備取得価額の合計が、1億円超(農林漁業関連は5千万円超) ※その他、事業承認の要件あり	課税免除 (5年間)	宿毛市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
半島振興対策実施地域 (産業振興促進計画に定める区域 = 市内全域)	・家屋 ・償却資産 建物附属設備 機械・装置 ・土地(当該家屋の敷地) (※)1年以内に着手	製造業 旅館業 情報サービス業等 農林水産物等販売業	青色申告者 設備取得価額の合計が、 資本金1千万円以下は5百万円以上 資本金1千万円超は1千万円以上 資本金5千万円超は2千万円以上のもの ※個人事業者は5百万円以上 青色申告者 設備取得価額の合計が5百万円以上	不均一課税 (3年間) 初年度 1/10 2年度 1/4 3年度 1/2	半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例	半島振興法
過疎地域 (過疎地域持続的発展計画に定める区域 = 市内全域)	・家屋 ・償却資産 機械・装置 ・土地(当該家屋の敷地) (※)1年以内に着手	製造業 旅館業 情報サービス業等 農林水産物等販売業	青色申告者 設備取得価額の合計が、 資本金5千万円以下は5百万円以上 資本金5千万円超は1千万円以上 資本金1億円超は2千万円以上のもの ※資本金5千万円以下は、改修等含む。 ※個人事業者は5百万円以上 青色申告者 設備取得価額の合計が5百万円以上 ※資本金5千万円以下は、改修等含む。	課税免除 (3年間)	宿毛市過疎地域指定における固定資産税の課税免除に関する条例	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

※)土地は「取得日の翌日から起算して〇年以内に対象施設の建設着手があったもの」という条件があり、各条例によって違いがあります(「適用範囲」参照)

また、土地の対象面積は当該家屋・構築物の垂直投影面積部分に限ります。なお、現地調査や聞き取り等の結果、優遇措置の対象外とみなされる場合があります。